



(号外)

独立行政法人国立印刷局

日 次

〔政 令〕

- 総務省組織令及び政策評価・独立行政法人評価委員会令の一部を改正する政令 (一〇六)
- 住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令 (一〇七)
- 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律施行令の一部を改正する政令 (一〇八)
- 消費者庁組織令の一部を改正する政令 (一〇九)
- 経済産業省組織令の一部を改正する政令 (一〇一)
- 行政省組織令の一部を改正する政令 (一〇二)
- 地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令 (一〇三)
- 地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令 (一〇四)
- 証人等の被害についての給付に関する法律施行令の一部を改正する政令 (一〇五)
- 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令 (一〇六)
- 警察庁組織令の一部を改正する政令 (一〇七)
- 東日本大震災に対処するための特別財政援助及び助成に関する法律の施行令の一部を改正する政令 (一〇八)
- 小規模企業の事業活動の活性化ための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係政令の整理及び経過措置に関する政令 (一〇九)
- 海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令 (一一〇)
- 特定商取引に関する法律施行令の一部を改正する政令 (一一一)
- 上級官吏の雇用の促進等に関する法律施行令の一部を改正する政令 (一一二)
- 破壊の実施の確保等に関する法律施行令の一部を改正する政令 (一一三)
- 特定製品に係るフロン類の回収及び行令の一部を改正する政令 (一一四)
- 特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令 (一一五)
- 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令の一部を改正する政令 (一一六)
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令 (一一七)
- 不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する政令 (一一八)
- 地球温暖化対策の推進に関する法律の整備に関する政令 (一一九)
- 政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 (一一〇)
- 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令 (一一一)
- 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令 (一一二)
- 独立行政法人国民生活センターの業務運営並びに財務及び会計に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令 (一一三)
- 消費者安全法施行規則の一部を改正する内閣府令 (一一四)
- 義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則の一部を改正する省令 (文部科学一〇)
- 学校教育法施行規則の一部を改正する省令 (同一二)
- 歯科技工士法施行規則の一部を改正する省令 (厚生労働五一)
- 歯科技工士法に基づく指定登録機関及び指定試験機関に関する省令 (同一三)
- 社会保険労務士法施行規則の一部を改正する省令 (同一四)
- 消費者安全法施行規則等の一部を改正する内閣府令 (同一五)
- 消費者庁組織規則の一部を改正する内閣府令 (同一六)
- 不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う経過措置に関する内閣府令 (同一七)

五	九	八	七	六	三	三	二	二
○ 司法書士法施行令及び土地家屋調査士法施行令の一部を改正する政令 (一〇五)	○ 平成二十七年度における高齢者の医療の確保に関する法律による前期高齢者交付金の額の算定に係る率及び割合を定める政令 (一一八)	○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部を改正する政令 (一一九)	○ 北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律施行令の一部を改正する政令 (一二〇)	○ 政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 (一二一)	○ 地球温暖化対策の推進に関する法律の整備に関する政令 (一二二)	○ 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令 (一二三)	○ 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令 (一二四)	○ 地球温暖化対策の推進に関する法律相談員としての実務の経験を定める内閣府令 (一二五)
○ 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令 (一二六)	○ 平成二十七年度における高齢者の医療の確保に関する法律による前期高齢者交付金の額の算定に係る率及び割合を定める政令 (一二六)	○ 政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 (一二七)	○ 北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律施行令の一部を改正する政令 (一二七)	○ 地球温暖化対策の推進に関する法律の整備に関する政令 (一二七)	○ 指定消費生活相談員に係る消費生活相談員としての実務の経験を定める内閣府令 (一二八)	○ 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令 (一二八)	○ 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令 (一二九)	○ 地球温暖化対策の推進に関する法律相談員としての実務の経験を定める内閣府令 (一二九)
○ 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令 (一二七)	○ 平成二十七年度における高齢者の医療の確保に関する法律による前期高齢者交付金の額の算定に係る率及び割合を定める政令 (一二七)	○ 政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 (一二七)	○ 北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律施行令の一部を改正する政令 (一二七)	○ 地球温暖化対策の推進に関する法律の整備に関する政令 (一二七)	○ 指定消費生活相談員に係る消費生活相談員としての実務の経験を定める内閣府令 (一二七)	○ 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令 (一二七)	○ 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令 (一二七)	○ 地球温暖化対策の推進に関する法律相談員としての実務の経験を定める内閣府令 (一二七)
○ 住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令 (一二八)	○ 平成二十七年度における高齢者の医療の確保に関する法律による前期高齢者交付金の額の算定に係る率及び割合を定める政令 (一二八)	○ 政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 (一二八)	○ 北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律施行令の一部を改正する政令 (一二八)	○ 地球温暖化対策の推進に関する法律の整備に関する政令 (一二八)	○ 指定消費生活相談員に係る消費生活相談員としての実務の経験を定める内閣府令 (一二八)	○ 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令 (一二八)	○ 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令 (一二八)	○ 地球温暖化対策の推進に関する法律相談員としての実務の経験を定める内閣府令 (一二八)

○ 指定消費生活相談員に係る消費生活相談員としての実務の経験を定める内閣府令 (一二八)

本日公布された法令の「あらまし」は、
三ページに掲載されています。

- (前のページより続き)
- 公営住宅法第四十五条第一項の事業等を定める省令及び国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令
 - (厚生労働・国土交通二)
 - マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令(国土交通二)
 - 子ども・子育て支援法等の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令(同一三)
 - 特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令
 - 地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令(環境一〇)
 - 地方環境事務所組織規則の一部を改正する省令(同一四)
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービス等に関する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件(同一五三)
 - 厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等及び厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等の一部を改正する件の一部を改正する件(同一五四)
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第二十一条第一項第一号の規定に基づき食費等の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額の一部を改正する件(同一五六)
 - 指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する件(同一六一)
 - 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の一部を改正する件(同一六二)
 - 平成二十七年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間における小学校学習指導要領の特例を定める件(同一六三)

杏 毛 玄 互 五 四

- 平成二十七年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間における中学校学習指導要領の特例を定める件(同一六四)
- (防衛二)
 - 〔告 示〕
- 半島振興対策実施地域において産業投資促進計画が策定された地区を指定する件(総務・農林水産・国土交通二)
 - 小学生学習指導要領の一部を改正する件(文部科学六〇)
 - 中学校学習指導要領の一部を改正する件(同一六一)
 - 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の一部を改正する件(同一六二)
 - 平成二十七年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間における小学校学習指導要領の特例を定める件(同一六三)

毛 玄 互 三 二

- 厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件(同一五八)
- 指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等の一部を改正する件(同一五九)
- 厚生労働大臣が定める者一部を改正する件(同一六〇)
- 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合の一部を改正する件(同一六一)
- 厚生労働大臣が定める施設基準の一部を改正する件(同一六二、一七七)
- 厚生労働大臣が定めるところにより算定した単位数等の一部を改正する件(同一六三)
- 児童福祉法施行令第二十七条の六第六項の規定に基づき食費等の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額の一部を改正する件(同一六四)
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第二十一条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法の一部を改正する件(同一六五)
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第四十二条の四第二項の規定に基づき家計における一人当たりの平均的な支出額として厚生労働大臣が定める額の一部を改正する件(同一七二)
- 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件(同一七三)

毛 玄 互 二 一

- 児童福祉法施行令第二十七条の十三第二項の規定に基づき家計における一人当たりの平均的な支出額として厚生労働大臣が定める額の一部を改正する件(同一七四)
- 障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する件(同一七五)
- 厚生労働大臣が定める送迎の一部を改正する件(同一七六)

二 一 八 七 一

- 厚生労働大臣が定める障害児の数の基準、従業員の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乘じる割合の一部を改正する件
- (同一七八)
- 厚生労働大臣が定める児童等の一部を改正する件 (同一七九)
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準を定める件
- (同一八〇)
- 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準を定める件 (同一八一)
- 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める地域を定める件
- (同一八二)
- 平成二十七年度の血液製剤の安定供給に関する計画 (同一八三)
- 平成二十七年度の献血の推進に関する計画 (同一八四)
- 地域保健対策の推進に関する基本的な指針の一部を改正する件
- (同一八五)
- 特例インドネシア人看護師候補者及び特例インドネシア人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針の一部を改正する件
- (同一八六)
- 特例フィリピン人看護師候補者及び特例フィリピン人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針の一部を改正する件 (同一八七)

- | | | | |
|--|---|--|---|
| 二〇 | 二一 | 二二 | 二三 |
| ○ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第七十七条の六第一項の規定により希少疾病用医薬品の指定を取り消した件 (同一八九) | ○ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第七十七条の二第一項の規定に基づき希少疾病用医薬品を指定した件 | ○ 成田国際空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件 | ○ 照明設備の設置、有効な採光方法の確保その他これらに準ずる措置の基準等を定める件等の一部を改正する件 (同一四四二) |
| ○ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示 | ○ 政府会議員の選挙等の執行経費の基準に関する政令 (政令第九八号) | ○ 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する政令 (政令第九八号) | ○ 消費者庁組織令の一部を改正する政令 (政令第九九号) (消費者庁) |
| (同一四四三) | 1. 独立行政法人評価委員会令の一部改正関係
2. 政策評価・独立行政法人評価委員会令の題名を政策評価審議会令に改めることとした。(第五条関係) | 1. 国会議員の選挙等に係る投票所経費、事務費等の地域加算について、公務員給与における地域手当の改定等を踏まえ、所要の規定の整備を行うこととした。(第一条関係)
2. この政令は、平成二七年四月一日から施行することとした。 | 1. 参事官の設定期間を延長することとした。(附則第三項関係)
2. この政令は、平成二七年四月一日から施行することとした。 |
| (同一四四四) | この政令は、平成二七年四月一日から施行することとした。 | この政令は、平成二七年四月一日から施行することとした。 | この政令は、平成二七年四月一日から施行することとした。 |
| 三 | 三 | 三 | 三 |

本号で公布された法令のあらまし	
◇ 総務省組織令の一部改正する政令 (政令第九五号) (総務省)	1. 行政管理局の所掌事務を変更することとした。(第五条関係) 2. 行政管理局に置く管理官のうち、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものを五人とすることとした。(第三六条関係) 3. 行政評議局並びに同局企画課及び政策評議会に改組することとした。(第六条、第四一条の二及び第四二条関係) 4. 政策評議・独立行政法人評価委員会を政策評議会に改組することとした。(第二二一条関係) 5. 政策評議会の所掌事務等を規定することとした。(第一一二三条関係)
◇ 住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令 (政令第九七号) (総務省)	1. 高度専門職の在留資格 (出入国管理及び難民認定法 (昭和二六年政令第三一九号) 別表第一の二の表の高度専門職の項目の下欄第二号に係るものに限る) をもつて在留する者については、住民基本台帳カードの有効期間の特例の対象から除くこととした。(第三〇条の三〇関係)
◇ 律施行令の一部を改正する政令 (政令第九八号) (総務省)	1. この政令は、平成二七年四月一日から施行することとした。
◇ 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する政令 (政令第九八号) (総務省)	2. この政令は、平成二七年四月一日から施行することとした。
◇ 消費者庁組織令の一部を改正する政令 (政令第九九号) (消費者庁)	3. この政令は、平成二七年四月一日から施行することとした。
◇ 経済産業省組織令の一部を改正する政令 (政令第一〇〇号) (経済産業省)	4. この政令に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮つて定めることとした。(第四条関係)
◇ 独立行政法人評価制度委員会令 (政令第九六号) (総務省)	5. この政令は、平成二七年四月一日から施行することとした。
1. 独立行政法人評価制度委員会 (以下「委員会」という。) は、その定めるところにより、部会を置くことができることとした。(第一条関係) 2. 委員会の定足数及び議決について定め、これらを部会の議事について準用することとした。(第二条関係) 3. 委員会の庶務は、総務省行政管理局に置かれることとした。	この政令は、平成二七年四月一日から施行することとした。
◇ 中小企業庁組織令の一部を改正する政令 (政令第一〇〇号) (中小企業庁)	この政令は、平成二七年四月一日から施行することとした。
◇ 商務情報政策局及びヘルスケア産業課の所掌事務を変更することとした。(第九条及び第八七条関係)	この政令は、平成二七年四月一日から施行することとした。
◇ 調整課において処理することとした。(第三条関係)	この政令は、平成二七年四月一日から施行することとした。

政令第百八十九号

平成二十七年度における高齢者の医療の確保に関する法律による前期高齢者交付金の額の算定に係る率及び割合を定める政令

内閣は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第三十四条第二項第一号及び第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（調整対象給付費見込額に係る率）

第一条 平成二十七年度における高齢者の医療の確保に関する法律（以下「法」という。）第三十四条第二項第二号の政令で定める率は、百分の百四十八とする。

（前期高齢者加入率の下限割合）

第二条 平成二十七年度における法第三十四条第四項の政令で定める割合は、百分の一とする。

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十七年三月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第百十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部を改正する政令
内閣は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十号）第五十四条第一項及び第五十八条第三項第一号（同法第七十条第二項及び第七十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）の一部を次のように改正する。
附則第十二条から第十三条の二までの規定中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十年三月三十日」に改める。

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十七年三月二十七日

厚生労働大臣 塩崎 恭久
内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第百二十号

北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律施行令の一部を改正する政令
内閣は、北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律（昭和五十七年法律第八十五号）第七条の規定に基づき、この政令を制定する。
北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律施行令（昭和六十一年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第八号中「幼稚園」の下に「及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園」を加える。

附則

この政令は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

国土交通大臣 太田 昭宏

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第百二十一号

政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十四号）の一部の施行に伴い、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第一百四十二条第一項及び第二項、政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律附則第九条並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）第七条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。
(公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正)

御名 御璽

平成二十七年三月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第八十三条第一項の表第四条第一項の項中

厚生年金基金

及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する政令

（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十六年政令第七十四条第一項の表第四条第一項の項中」）

（平成二十五年法律第六十三号に規定する存続厚生年金基金）

厚生年金基金

（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

厚生年金基金

（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

政令第二条

北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律（昭和五十七年法律第八十五号）第七条の規定に基づき、この政令を制定する。

北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律施行令（昭和六十一年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

（平成二十五年法律第六十三号に規定する存続厚生年金基金）

（平成二十五年法律第六十三号に規定する存続厚生年金基金）

同条第七項

平成二十六年改正

24033	プロパ-2-エン-1-アミン重合物	9-3173
24034	1-(2-ブロモエチル)-4-ニトロベンゼン	4-(2)-943
24035	(1S,4S,5S)-4-ブロモ-6-オキサピシクロ[3.2.1]オクタン-7-オン	8-(4)-1971
24036	2-(3-ブロモ-5-クロロフェニル)-4,6-ジフェニル-1,	8-(3)-1412
24037	1-ブロモ-4-(1,1-ジフルオロエチル)ベンゼン	4-(5)-246
24038	2-ブロモ-9,9-ジメチル-9H-フルオレン	7-(1)-886
24039	(1S,3S,4S)-4-ブロモ-3-ヒドロキシ-N,N-ジメチルシクロヘキサンカルボキサミド	3-(4)-744
24040	5-ブロモビリジン-2-カルボニトリル	8-(1)-3959
24041	1-ブロモ-4-ベンズルベンゼン	4-(5)-247
24042	1,1,1,5,5,5-ヘキサフルオロベンタン-2,2,4,	2-(8)-818
24043	ヘキシリ=ニトリット	2-(7)-368
24044	1-[3,3,4,5,6,6;7,8,8,9,9,9,7,8,9,9,10,10]-ヘptaデカフルオロデシルオキシ]ブロバン-2-イソブロピル=メタクリラートと2-[3,3,4,4,5,5,6,6,7,8,9,9,10,10]-heptaデカフルオロデシルオキシ]ブロピル=メタクリラートの混合物	2-(6)-1996
24045	(5R)-5-[(1,3-ベンゾチアゾール-2-イル)スルホニル]メチル-2-ビロドン	8-(7)-1841
24046	1,1'-(2-[(1,3-ベンゾチアゾール-2-イル)(ヘキシリル)[6-(アクリロイルオキシ)ヘキシリル]オキシ]フェニル)trans-シクロヘキサン-1,4-ジカルボキシラート	8-(7)-1842
24047	4-ベンズルフェニル=trans-4-カルボキシラートヘキサン)-trans-4-カルボキシラート	7-(3)-1004
24048	ホウ酸ヒ(3-spiro-ホスファチジル)コリンの反応生成物	11-(4)-890
24049	マグネシウム=クロリド=3,3-ジメチルブタン-1-イド	1-(2)-292
24050	末端に2-シアノブロバン-2-イル基を有する、スチレン-N-合物(4-ヒドロキシ-3,5-ジメチルベンジル)アクリラミド共重合物	9-3174
24051	2-[[3-(メタクリロイルオキシ)-1-アダマンチル]オキシ]ブロバン酸	7-(2)-323
24052	(5-メチル-2-オキソ-1,3-ジオキソール-4-イル)メチル=4-(2-ヒドロキシプロパン-2-イル)-2-ブロビル-1-[2,-(1H-1,2,3,4-テトラゾール-5-イル)ビフェニル-4-カルボキシラート(混合物)	8-(3)-1413
24053	(5-メチル-2-オキソ-1,3-ジオキソール-4-イル)メチル=4-(2-ヒドロキシプロパン-2-イル)-2-ブロビル-1-[2,-(1-トリチル-1H-1,2,3,4-テトラゾール-5-イル)(又は2-トリチル-2H-1,2,3,4-テトラゾール-5-イル)ビフェニル-4-イル]メチル-1H-イミダゾール-5-カルボキシラート	8-(3)-1414
24054	3-(メチルスルファニル)-1,2,4-チアジアゾール-5-アミン	8-(7)-1843
24055	N-メチル-3-(トリビニルシリル)アニリン	4-(3)-197

○平成廿七年三月廿七日
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支障するための法律(平成十七年法律第百二十一号)第十九条第三項第一号及び第二十一条第三項第一号の規定に基て、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支障するための法律に基づく指定障害福祉センター等及び基準認定障害福祉センター等に就き
該用の額の算定に係る基準(平成十八年厚生労働省令第百四十一号)の一報を次の如く述べ
出、平成廿七年四月一田令の適用である。

平成廿七年三月廿七日
厚生労働大臣 堀曾 桂久
同表紙への記入欄に記入
〔255単位〕 や 〔245単位〕 や 〔404単位〕 や 〔388単位〕 や 〔537単位〕
や 〔564単位〕 や 〔670単位〕 や 〔644単位〕 や 〔753単位〕 や 〔724単位〕 や 〔836単位〕 や 〔804単位〕
や 〔919単位〕 や 〔884単位〕 や 〔83単位〕 や 〔80単位〕 や 〔80単位〕 や 〔105単位〕 や 〔101単位〕
や 〔152単位〕 や 〔146単位〕 や 〔196単位〕 や 〔189単位〕 や 〔237単位〕 や 〔229単位〕 や 〔274単位〕
や 〔264単位〕 や 〔309単位〕 や 〔298単位〕 や 〔35単位〕 や 〔34単位〕 や 〔36単位〕 や 〔105単位〕
や 〔101単位〕 や 〔196単位〕 や 〔189単位〕 や 〔274単位〕 や 〔264単位〕 や 〔344単位〕 や 〔331単位〕
や 〔770単位〕 や 〔67単位〕 や 〔67単位〕 や 〔67単位〕 や 〔67単位〕 や 〔67単位〕 や 〔67単位〕
〔障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成18年厚生労働省
令第40号) や 「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成26
年厚生労働省令第5号) や 「第1条第2号に掲げる利用者」 や 「第2条第1号に掲げる利用者」 や お
よび「特定事業所加算」)

支拂額の上の姓子「注6」や「注5」を名め、「又は同示の経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費を受けている間」を定め、匡へるものとある。

4の2 福祉専門職員等連携加算

注 利用者に対して、指定居宅介護事業所等のサービス提供責任者が、サービス事業所（法第36条第1項に規定する指定期間障害者支援施設等をいう。以下同じ。）、指定障害者支援施設等（法第34条第1項に規定する指定期間障害者支援施設等をいう。以下同じ。）、医療機関等の社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、理学療法士その他の国家資格を有する者（以下この4の2において「社会福祉士等」という。）同行して利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況等の評価を当該社会福祉士等と共同して行い、かつ、居宅介護計画を作成した場合であつて、当該社会福祉士等と連携し、当該居宅介護等を行つたときは、初回の指定居宅介護等が行われた日から起算して90日の間、3回を限度として、1回につき所定単位数を加算する。

支拂額の上の姓子「注6」や「注5」を名め、「又は同示の経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費を受けている間」を定め、匡へるものとある。

4の2 福祉・介護職員待遇改善加算(I)

注 利用者に対して、指定居宅介護事業所等のサービス提供責任者が、サービス事業所（法第36条第1項に規定する指定期間障害者支援施設等をいう。以下同じ。）、医療機関等の社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、理学療法士その他の国家資格を有する者（以下この4の2において「社会福祉士等」という。）同行して利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況等の評価を当該社会福祉士等と共同して行い、かつ、居宅介護計画を作成した場合であつて、当該社会福祉士等と連携し、当該居宅介護等を行つたときは、初回の指定居宅介護等が行われた日から起算して90日の間、3回を限度として、1回につき所定単位数を加算する。

支拂額の上の姓子「注6」や「注5」を名め、「又は同示の経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費を受けている間」を定め、匡へるものとある。

4の2 福祉・介護職員待遇改善加算(II)

注 利用者により算定した単位数の1000分の221に相当する単位数

4の2 福祉・介護職員待遇改善加算(III)

注 利用者により算定した単位数の1000分の123に相当する単位数

4の2 福祉・介護職員待遇改善加算(IV)

注 利用者により算定した単位数の1000分の86に相当する単位数

4の2 福祉・介護職員待遇改善加算(V)

注 利用者により算定した単位数の1000分の123に相当する単位数

4の2 福祉・介護職員待遇改善加算(VI)

注 利用者により算定した単位数の1000分の123に相当する単位数

4の2 福祉・介護職員待遇改善加算(VII)

注 利用者により算定した単位数の1000分の123に相当する単位数

4の2 福祉・介護職員待遇改善加算(VIII)

注 利用者により算定した単位数の1000分の123に相当する単位数

4の2 福祉・介護職員待遇改善加算(IX)

注 利用者により算定した単位数の1000分の123に相当する単位数

4の2 福祉・介護職員待遇改善加算(X)

注 利用者により算定した単位数の1000分の123に相当する単位数

4の2 福祉・介護職員待遇改善加算(XI)

注 利用者により算定した単位数の1000分の123に相当する単位数

4の2 福祉・介護職員待遇改善加算(XII)

注 利用者により算定した単位数の1000分の123に相当する単位数

4の2 福祉・介護職員待遇改善加算(XIII)

注 利用者により算定した単位数の1000分の123に相当する単位数

4の2 福祉・介護職員待遇改善加算(XIV)

注 利用者により算定した単位数の1000分の123に相当する単位数

4の2 福祉・介護職員待遇改善加算(XV)

注 利用者により算定した単位数の1000分の123に相当する単位数

4の2 福祉・介護職員待遇改善加算(XVI)

注 利用者により算定した単位数の1000分の123に相当する単位数

4の2 福祉・介護職員待遇改善加算(XVII)

注 利用者により算定した単位数の1000分の123に相当する単位数

4の2 福祉・介護職員待遇改善加算(XVIII)

注 利用者により算定した単位数の1000分の123に相当する単位数

4の2 福祉・介護職員待遇改善加算(XIX)

注 利用者により算定した単位数の1000分の123に相当する単位数

4の2 福祉・介護職員待遇改善加算(XX)

注 利用者により算定した単位数の100分の5に相当する単位数

部表紙への付記欄、「指定障害福祉サービス基準第15条第3項に規定する単独型事業所」や「単独型事業所（指定障害福祉サービス基準第15条第3項に規定する単独型事業所をいう。以下この4及び5において同じ。）」が名乗る場合は、該欄へ記入するべきものと見なす。

2 単独型事業所において、1のイの2の福祉型短期入所サービス費〔又は同イの4の福祉型

短期入所サービス費〕の算定対象となる利用者に対して、入所した日及び退所した日以外の

日ににおいて、18時間を超えて利用者に対する支援を行った場合に、当該利用者について、さ

らに所定単位数に100単位を加算する。

部表紙への付記欄、「500単位」や「600単位」が名乗る場合は、該欄へ記入するべきものと見なす。

又、同ヘの付記欄、「都道府県知事」の上に「又は市町村長」が記入されている場合は、該欄へ記入するべきものと見なす。

又、同ヘの付記欄、「平成27年3月31日」や「平成30年3月31日」が名乗る場合は、「10において同じ。」及び

「平成27年3月31日」が名乗る場合は、「10において同じ。」及び

「9の緊急短期入所体制確保加算」が記入されている場合は、「該指定短期入所を行った日から起算して7

日（利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合には、14日）を限度として、1日につき」や「利用を開始した日について、」が名乗る場合は、「10において同じ。」及び

「空床利用型事業所又は1のロの医療型短期入所サービス費若しくは1のハの医療型特定

短期入所サービス費及び9の緊急短期入所体制確保加算を算定している空床利用型事業所以外の事業

所」や「指定短期入所事業所」が「から起算して7日を限度として、1日につき」や「について、」が

記入されている場合は、「10において同じ。」及び

「10におけるだけ」が記入されている場合は、「居宅」や「居宅等」が名乗る場合は、「10において同じ。」

又、同ヘの付記欄、「68単位」や「48単位」が名乗る場合は、「10において同じ。」及び

「60単位」や「120単位」が名乗る場合は、「10において同じ。」及び

「90単位」や「180単位」が名乗る場合は、「10において同じ。」及び

「250単位」や「300単位」が名乗る場合は、「10において同じ。」及び

「250単位」や「290単位」が名乗る場合は、「10において同じ。」及び

「290単位」や「330単位」が名乗る場合は、「10において同じ。」及び

「330単位」や「380単位」が名乗る場合は、「10において同じ。」及び

「380単位」や「435単位」が名乗る場合は、「10において同じ。」及び

「455単位」が名乗る場合は、「10において同じ。」及び

「536単位」が名乗る場合は、「10において同じ。」及び

「617単位」や「738単位」が名乗る場合は、「10において同じ。」及び

「787単位」や「841単位」が名乗る場合は、「10において同じ。」及び

「841単位」や「901単位」が名乗る場合は、「10において同じ。」及び

「961単位」や「1041単位」が名乗る場合は、「10において同じ。」及び

「1121単位」や「1181単位」が名乗る場合は、「10において同じ。」及び

「1231単位」や「1301単位」が名乗る場合は、「10において同じ。」及び

「1371単位」や「1451単位」が名乗る場合は、「10において同じ。」及び

「1531単位」や「1611単位」が名乗る場合は、「10において同じ。」及び

「1691単位」や「1761単位」が名乗る場合は、「10において同じ。」及び

「1841単位」や「1921単位」が名乗る場合は、「10において同じ。」及び

「1991単位」や「2071単位」が名乗る場合は、「10において同じ。」及び

「2141単位」や「2221単位」が名乗る場合は、「10において同じ。」及び

「2291単位」や「2371単位」が名乗る場合は、「10において同じ。」及び

「2451単位」や「2551単位」が名乗る場合は、「10において同じ。」及び

「2651単位」や「2731単位」が名乗る場合は、「10において同じ。」及び

「2831単位」や「2911単位」が名乗る場合は、「10において同じ。」及び

「2991単位」や「3071単位」が名乗る場合は、「10において同じ。」及び

部表紙の右側の付記欄、「68の2の付記欄の右側の付記欄」。

二 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅳ 口により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

部表紙の右側の付記欄、「45の2の付記欄の右側の付記欄」。

云根據二の上の社一母「注2」並に「及び注3」を除く「100分の25」又は「100分の35」を各「回一の上の社一母「口」又は「ハ」を含む「福祉専門職員配置等加算(I)」の上に「又は口の福祉専門職員配置等加算(II)」を除く「回社の上の社一の母のもの」と記載する。

2 口については、生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士又は介護福祉士である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、指定自立訓練（生活訓練）等を行った場合に、1日につき10単位を加算する。ただし、この場合において、イの「福祉専門職員配置等加算(I)」を算定している場合は、算定しない。

云根據二の上の社一母「42単位」又は「30単位」及び「平成27年3月31日」を含む「回二の上の社一の母のもの」と記載する。

7 送迎加算

イ 送迎加算(I)

口 送迎加算(II)

別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所又は指定障害者支援施設（国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定自立訓練（機能訓練）事業所又は指定障害者支援施設（ただし、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。）を除く。）において、利用者（施設入所者を除く。）に対して、その居宅等と以下この7において同じ。）において、利用者（施設入所者を除く。）に対して、その居宅等と指定自立訓練（機能訓練）事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

云根據二の上の社一母のものと記載する。

イ 福祉・介護職員待遇改善加算(I) 1から8までにより算定した単位数の1000分の41に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の50に相当する単位数）

口 福祉・介護職員待遇改善加算(II) 1から8までにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の28に相当する単位数）

ハ 福祉・介護職員待遇改善加算(III) 口により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

云根據二の上の社一母のものと記載する。

ニ 福祉・介護職員待遇改善加算(IV) 口により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

云根據二の上の社一母「748単位」又は「751単位」及び「667単位」又は「670単位」又は「634単位」又は「725単位」又は「609単位」又は「612単位」又は「572単位」又は「575単位」又は「587単位」又は「564単位」又は「270単位」又は「271単位」又は「62単位」又は「63単位」又は「748単位」又は「751単位」を含む「回二の上の社一の母のものと記載する。

カつ月14回」又は「回一の母のものと記載する。

ハ 福祉専門職員配置等加算(IV) 云根據二の上の社一母のものと記載する。

云根據二の上の社一母「注2」又は「この1の2及び9」及び「100分の25」又は「100分の35」又は「10単位」又は「15単位」又は「17単位」又は「10単位」又は「回一の母のものと記載する。

「福祉専門職員配置等加算(I)」の上に「又は口の福祉専門職員配置等加算(II)」を除く「回一の上の社一の母のものと記載する。

ハ 夜間支援等体制加算(IV)

9 夜間支援等体制加算(IV)

イ 夜間支援等体制加算(1)

口 (1) 夜間及び深夜の時間帯において、生活支援員等が支援を行う利用者（以下この9において

「夜間支援対象利用者」という。）が3人以下

(2) 夜間支援対象利用者が4人以上6人以下

(3) 夜間支援対象利用者が7人以上9人以下

(4) 夜間支援対象利用者が10人以上12人以下

(5) 夜間支援対象利用者が13人以上15人以下

(6) 夜間支援対象利用者が16人以上18人以下

(7) 夜間支援対象利用者が19人以上21人以下

(8) 夜間支援対象利用者が22人以上24人以下

(9) 夜間支援対象利用者が25人以上27人以下

(10) 夜間支援対象利用者が28人以上30人以下

口 (1) 夜間支援等体制加算(II)

(2) 夜間支援対象利用者が3人以下

(3) 夜間支援対象利用者が4人以上6人以下

(4) 夜間支援対象利用者が7人以上9人以下

(5) 夜間支援対象利用者が10人以上12人以下

(6) 夜間支援対象利用者が13人以上15人以下

(7) 夜間支援対象利用者が16人以上18人以下

(8) 夜間支援対象利用者が19人以上21人以下

(9) 夜間支援対象利用者が22人以上24人以下

(10) 夜間支援対象利用者が25人以上30人以下

ハ 夜間支援等体制加算(III)

注1 イについては、夜間を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時

間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保しているものとして都道府県知

事が認めた指定宿泊型自立訓練を行なう指定自立訓練（生活訓練）事業所において、指定宿

泊型自立訓練を行なった場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を

加算する。

2 口については、宿直を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時

間帯を通じて、定期的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保しているも

のとして都道府県知事が認めた指定宿泊型自立訓練を行なう指定自立訓練（生活訓練）事業

所において、指定宿泊型自立訓練を行なった場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日

につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの夜間支援等体制加算(IV)の算定対象となる利用者については、算定しない。

画2の2の社員「就労移行支援体制加算」又「就労定着支援体制加算」による、画2の4を次の通り名づく。

14 送迎加算

イ 口 送迎加算(1)

ハ 福祉専門職員配置等加算(III)
13単位
別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設(国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設(地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。)を除く。以下この14において同じ。)において、利用者(施設入所者を除く。)に対して、その居宅等と指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

式表様式の2の社員による送迎によるものと見做す。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(1) 1から15までにより算定した単位数の1000分の49に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の50に相当する単位数)

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から15までにより算定した単位数の1000分の27に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の28に相当する単位数)

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 口により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

式表様式の2の社員によるものと見做す。
二 福祉・介護職員処遇改善加算(IV) 口により算定した単位数の100分の80に相当する単位数
式表様式の2の社員によるものと見做す。
三 福祉・介護職員処遇改善加算(V) 口により算定した単位数の100分の40に相当する単位数
式表様式の2の社員によるものと見做す。

印

印

印

式表様式の2の社員「[42単位] 又「[30単位] 又「[6単位] 又「[10単位] 又「[平成27年3月31日]」によるものと見做す。

ハ 福祉専門職員配置等加算(III)
27単位
式表様式の2の社員「[注2]」のナリ「及び注3」又は「[100分の25] 又は「[100分の35]」によるものと見做す。

二 福祉専門職員配置等加算(IV)
6単位
式表様式の2の社員「[口]」又は「[ハ]」による「福祉専門職員配置等加算(1)」のナリ「又は口の福祉専門職員配置等加算(II)」による「回社への回の社への送迎によるものと見做す。

二 福祉専門職員配置等加算(IV)
2口について、職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、道府県知事又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型事業所又は福祉専門職員配置等加算(1)を算定している場合は、算定しない。

式表様式の2の社員によるものと見做す。
ただし、イの重度者支援体制加算(1)を算定している場合は、算定しない。
式表様式の2の社員によるものと見做す。
式表様式の2の社員によるものと見做す。

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(1) 1から14までにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の50に相当する単位数)

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から14までにより算定した単位数の1000分の22に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の28に相当する単位数)

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 口により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

式表様式の2の社員によるものと見做す。
二 福祉・介護職員処遇改善加算(IV) 口により算定した単位数の100分の80に相当する単位数
式表様式の2の社員によるものと見做す。

二 福祉・介護職員処遇改善加算(V) 口により算定した単位数の100分の40に相当する単位数
式表様式の2の社員によるものと見做す。

ハ 目標工賃達成加算(III)
32単位
式表様式の2の社員「[第6項] 又「[第5項] 又「[1から3まで] 又「[1から4まで] 又「[3分の1] 又「[2分の1]」によるものと見做す。

(4) 原則として、指定就労継続支援B型等のあった日の属する年度の前々年度の平均工賃額を超えていること。

式表様式の2の社員「[口]」又は「[ハ]」による「[1及び2] 又「[1から3まで] 又「[1から4まで]」によるものと見做す。

二 福祉・介護職員処遇改善加算(IV) 口により算定した単位数の1000分の50に相当する単位数

式表様式の2の社員によるものと見做す。
二 福祉・介護職員処遇改善加算(V) 口により算定した単位数の100分の75に相当する単位数

式表様式の2の社員によるものと見做す。
二 福祉・介護職員処遇改善加算(IV) 口により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

式表様式の2の社員によるものと見做す。
二 福祉・介護職員処遇改善加算(V) 口により算定した単位数の100分の50に相当する単位数

式表様式の2の社員によるものと見做す。
二 福祉・介護職員処遇改善加算(IV) 口により算定した単位数の100分の75に相当する単位数

式表様式の2の社員によるものと見做す。

「二、九五〇単位」に改め、同ホの(2)中「及び(4)」を削り、「二二、二〇〇単位」を「二〇〇単位」を「二一、九五〇単位」に、「二五、四三〇単位」を「二五、九八〇単位」に、「九、六四〇単位」を「九、八〇単位」に、「五、一二〇単位」を「五、三一〇単位」に、「三、四八〇単位」を「三、六一〇単位」に、「二、六九〇単位」を「二、七九〇単位」に、「八、六六〇単位」を「八、九七〇単位」に改め、同ホの(3)中「(4)に掲げる者を除く。」を削り、「一九、五四〇単位」を「三〇、二四〇単位」に改め、同ホの(4)を削り、同号へ中「二、一二〇単位」を「二、一九〇単位」に改め、同号ト中「二、九八〇単位」を「一二、四一〇単位」に、「八、七〇〇単位」を「九、〇二〇単位」に、「六、八〇〇単位」を「七、〇五〇単位」に、「三、〇九〇単位」を「三、二〇〇単位」に、「一〇、五六〇単位」を「一〇、九四〇単位」に、「七、二九〇単位」を「七、五五〇単位」に、「五、三四〇単位」を「五、五四〇単位」に改め、同号チ中「八、四四〇単位」を「八、七四〇単位」に、「五、一六〇単位」を「五、三五〇単位」に、「三、二六〇単位」を「三、三八〇単位」に改め、同号リ中「二、三三〇単位」を「一二、〇八〇単位」に改め、「及び経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費」を算定される者（ト及びチに掲げる者を除く。）を削り、「三、一〇〇単位」を「三、三一〇単位」に改める。

別表を次のように改める。

地域区分	割合
厚生労働大臣が定める「単位の単価（平成十八年厚生労働省告示第五百三十九号）」の第一号の表の上欄（以下「地域区分欄」という。）に掲げる一級地	千分の千百八
地域区分欄に掲げる二級地	千分の千九十
地域区分欄に掲げる三級地	千分の千七十二
地域区分欄に掲げる四級地	千分の千六十
地域区分欄に掲げる五級地	千分の千三十六
地域区分欄に掲げる六級地	千分の千十八
地域区分欄に掲げるその他	千分の千十八

第二 厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等の一部を改正する件（平成二十六年厚生労働省告示第百八十三号）の一部を次のように改正する。

制定文中「第一条三号」を「第一条第三号」に、「第二条二号」を「第二条第二号」に、「第一条二号」を「第一条第二号」に、「第二条一号」を「第二条第一号」に改める。

○厚生労働省告示第五百五十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第十二条第一項第一号の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第二十二条第一項第一号の規定に基づき食費等の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額（平成十八年厚生労働省告示第五百三十一号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月二十七日

本文中「五万八千円」を「五万三千五百円」に改める。

厚生労働大臣 塩崎 恭久

区分	科目	目		時間数	備考
		講義	演習		
○厚生労働省告示第五百五十七号	強度行動障害がある者の基本的理解に関する講義	強度行動障害がある者へのチーム支援に関する講義	知識に関する講義	二・五	
	強度行動障害と生活の組立てに関する講義	強度行動障害がある者の基本的な情報収集と記録等の共有に関する演習	強度行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解に関する演習	二	
	行動障害のある者の固有のコミュニケーションの理解に関する演習	行動障害の背景にある特性の理解に関する演習	環境調整による強度行動障害の支援に関する演習	二・五	
	危機対応と虐待防止に関する演習	記録に基づく支援の評価に関する演習	記録に基づく支援の評価に関する演習	二・五	
合計	二・五	三・五	二・五	二・五	
二四	一			一	

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスを要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十四号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十五号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成十八年厚生労働省告示第五百三十九号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月二十七日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

第一号の表を次のように改める。

三級地			二級地												一級地		
重度訪問介護	就労移行支援	自立訓練	就労継続支援	就労移行支援	自立訓練	地域区分	サービス種類	割合									
同行援護	同行援護	共同生活援助	施設入所支援	生活介護	施設入所支援	重度訪問介護	同行援護	自立訓練	就労継続支援	共同生活援助	施設入所支援	計画相談支援	重度障害者等包括支援	短期入所			
千分の千七十二	千分の千七十一	千分の千六十八	千分の千九十九	千分の千九十二	千分の千九十九	千分の千九十九	千分の千九十二	千分の千九十九	千分の千九十九	千分の千九十九	千分の千九十九	千分の千九十九	千分の千九十九	千分の千九十九	千分の千百八	千分の千百六	千分の千百三

五級地			四級地												五級地			四級地		
重度訪問介護	就労移行支援	自立訓練	就労継続支援	就労移行支援	自立訓練	就労継続支援	就労移行支援	自立訓練												
同行援護	同行援護	共同生活援助	施設入所支援	生活介護	施設入所支援	重度訪問介護	同行援護	自立訓練	就労継続支援	共同生活援助	施設入所支援	計画相談支援	重度障害者等包括支援	短期入所	重度訪問介護	同行援護	共同生活援助			
千分の千四十八	千分の千四十九	千分の千三十七	千分の千三十六	千分の千三十五	千分の千三十四	千分の千三十五	千分の千三十四	千分の千三十五	千分の千三十六	千分の千三十五	千分の千三十六	千分の千三十五	千分の千三十六	千分の千三十五	千分の千六十一	千分の千六十六	千分の千六十一	千分の千六十六	千分の千六十一	千分の千六十六

												六級地		
												就労継続支援	居宅介護	
												重度訪問介護	同行援護	
												生活介護	行動援護	
												短期入所	重度障害者等包括支援	
												自立訓練	同行援護	
												就労移行支援	地域相談支援	
												施設入所支援	共同生活援助	
												その他	重度訪問介護	
												短期入所	居宅介護	
												自立訓練	同行援護	
												就労移行支援	地域相談支援	
												施設入所支援	共同生活援助	
												その他	重度訪問介護	
第二号の表を次のように改める。														
神奈川県	東京都	千葉県	埼玉県	茨城県	東京都	都道府県	二級地	一級地	地域区分					千分の千十八
鎌倉市、厚木市	瀬武市、野市、町田市、稻城市、国分寺市、西东京市、多摩市、市立市、福生市、狛江市、清	成田市、印西市	和光市	取手市	特別区	地	域							千分の千十七

														三級地		大阪府		
														兵庫県	茨城県	埼玉県	千葉県	
														東京都	神奈川県	東大阪府	大大阪府	
五級地																		
栃木県	茨城県	宮城県	福岡県	広島県	奈良県	兵庫県	京都府	滋賀県	三重県	愛知県	神奈川県	東京都	千葉県	埼玉県	奈良県	兵庫県	愛知県	
宇都宮市	東海村、阿見町、牛久市、ひたちなか市、那珂市、大洗町、日立市、古河市、牛久市、ひたちなか市、那珂市、大洗町、	仙台市	福岡市	広島市、府中町	奈良市、大和郡山市、川西町	神戸市、尼崎市	堺市、東大阪市、摂津市、島本町、池田市、枚方市、茨木市、八尾市、	大津市、草津市	鈴鹿市	豊明市	あきる野市、青梅市、小金井市、東村山市、東久留米市、羽村市、	三鷹市、青梅市、富津市、四街道市、あきる野市、青梅市、小金井市、東村山市、東久留米市、羽村市、	水戸市、土浦市、石岡市、守谷市	鶴ヶ島市	天理市	名古屋市、刈谷市、豊田市	西宮市、宝塚市	高槻市、吹田市、寝屋川市、箕面市、高石市

六級地													埼玉県					
神奈川県	東京都	千葉県	埼玉県	群馬県	栃木県	茨城県	宮城県	北海道	大阪府	京都府	滋賀県	愛知県	静岡県	山梨県	神奈川県	東京都	千葉県	埼玉県
小田原市、三浦市、二宮町、中井町、大井町、箱根町	東大和市、武藏村山市、瑞穂町	野田市、栄町、大網白里町	熊谷市、春日部市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、桶川市、久喜市、八潮市、蓮田市、坂戸市、生駒市、毛呂山町、ときがわ町、宮代町、杉戸町、嵐山町、川島町、吉見町、白岡町、松伏町	前橋市、高崎市、玉村町、千代田町、野木町、大泉町	柏木市、下野市、壬生町、伊勢崎市、大泉町	結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、筑西市、坂東市、稻敷郡、つくばみらい市、河内町、八千代町、五霞町	名取市、多賀城市、村田町、七ヶ浜町、利府町	札幌市	岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、藤井寺市、大阪狭山市、和泉市、和泉市、千早赤阪村、忠岡町	宇治市、龜岡市、城陽市、八幡市、京田辺市、南丹市、久御山町、宇治田原町	守山市、栗東市、野洲市	津市、四日市市	瀬戸市、碧南市、西尾市、大府市、知多市、尾張旭市、長久手市	甲府市	平塚市、逗子市、秦野市、伊勢原市、葉山町、寒川町、山北町、清川村	奥多摩町	木更津市、茂原市、佐倉市、伊勢原市、葉山町、寒川町、山北町、新座市、富士見市、三郷市、ふじみ野市、三芳町	川越市、川口市、行田市、所沢市、飯能市、加須市、入間市、東松山市、入間市、朝霞市
木更津市、茂原市、佐倉市、伊勢原市、葉山町、寒川町、山北町、新座市、富士見市、三郷市、ふじみ野市、三芳町	大田市、下諏訪町、筑北村	長野市、下諏訪町、筑北村	福井県	石川県	富山県	金沢市	岐阜県	長野県	福井県	石川県	富山県	金沢市	岐阜市	長野市、下諏訪町、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、美濃加茂市、土岐市、高山市、多治見市、関市、瑞穂市、海羽島市、岐南町、清津町	大町市、下諏訪町、筑北村	長野市、下諏訪町、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、美濃加茂市、土岐市、高山市、多治見市、関市、瑞穂市、海羽島市、岐南町、清津町		
木更津市、茂原市、佐倉市、伊勢原市、葉山町、寒川町、山北町、新座市、富士見市、三郷市、ふじみ野市、三芳町	大田市、下諏訪町、筑北村	長野市、下諏訪町、筑北村	福井県	石川県	富山県	金沢市	岐阜県	長野県	福井県	石川県	富山県	金沢市	岐阜市	長野市、下諏訪町、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、美濃加茂市、土岐市、高山市、多治見市、関市、瑞穂市、海羽島市、岐南町、清津町	大田市、下諏訪町、筑北村	長野市、下諏訪町、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、美濃加茂市、土岐市、高山市、多治見市、関市、瑞穂市、海羽島市、岐南町、清津町		

その他																				
全ての都道府県	長崎県	佐賀県	福岡県	香川県	山口県	岡山県	和歌山県	奈良県	兵庫県	滋賀県	京都府	滋賀県	愛知県	静岡県	岐阜県	長野県	福井県	石川県	富山県	金沢市
一級地から六級地まで以外の地域	長崎市	佐賀市	北九州市、糸島市、那珂川町、宇美町、志免町、須恵町、久山町、柏屋町	福津市、糸島市、那珂川町、宇美町、志免町、須恵町、久山町、柏屋町	高松市	岡山市	和歌山市、橋本市、紀の川市、岩出市、かつらぎ町	市、平群町、五條市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市、山添村、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町	柏原市、泉南市、四條畷市、交野市、阪南市、熊取町、田尻	彦根市、長浜市、甲賀市、高島市、米原市、多賀町	向日市、長岡京市、木津川市、井手町、笠置町、精華町、東山城村	桑名市、名張市、亀山市、いなべ市、伊賀市、木曾岬町、東員町、朝日町、川越町	水町、掛川市、三島市、富士宮市、島田市、裾野市、富士市、磐田市、浜松市、三島市、富士宮市、島田市、裾野市、湖西市、函南町、清津森町	笠松町、土岐市、坂祝町	大町市、下諏訪町、筑北村	長野市、下諏訪町、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、美濃加茂市、土岐市、高山市、多治見市、関市、瑞穂市、海羽島市、岐南町、清津町	岐阜市	長野市、下諏訪町、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、美濃加茂市、土岐市、高山市、多治見市、関市、瑞穂市、海羽島市、岐南町、清津町	富山市、南砺市	

備考 この表の下欄に掲げる地域は、平成二十四年四月一日において当該地域に係る名称によつて示された区域をいい、その後における該名称又は当該区域の変更によつて影響されるものでない。

○厚生労働省告示第百五十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号)の規定に基づき、厚生労働大臣が定める基準(平成十八年厚生労働省告示第五百四十三号)の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月二十七日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

第一号ハの次に次のように加える。

二 特定事業所加算(IV)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 指定居宅介護事業所の全てのサービス提供責任者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む。)を実施又は実施を予定していること。

(2) 指定障害福祉サービス基準第五条第二項の規定により配置することとされている常勤のサービス提供責任者が二人以下の指定居宅介護事業所であつて、同項の規定により配置することとされているサービス提供責任者を常勤により配置し、かつ、同項に規定する基準を上回る数のこと。

(3) 常勤のサービス提供責任者を一人以上配置していること。

(4) 前年度又は算定日が属する月の前三月間における利用者(障害児を除く。)の総数のうち障害支援区分四以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が百分の五十以上であること。

第二号イの(1)中「見込額」の下に「賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の增加分を含むことができる。(以下同じ。)」を加え、同号イの(3)に次のたゞし書を加える。
ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために福祉・介護職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。
第二号イの(7)を次のように改める。

(7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一) 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。

(二) ハの要件について書面をもつて作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(三) 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

(四) ニについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。
第二号イの(8)中「平成二十年十月」を「平成二十七年四月」に改め、同号口及びハを次のように改める。

口 福祉・介護職員待遇改善加算(IV)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) ハの要件について書面をもつて作成すること。

(2) ハの要件について書面をもつて作成し、全ての福祉・介護職員に周知すること。

(3) 研修の機会を確保すること。

b aの要件について書面をもつて作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。
平成二十年十月からハの届出日の属する月の前月までに実施した福祉・介護職員の待遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該福祉・介護職員の待遇改善に要した費用を全ての福祉・介護職員に周知していること。

ハ 福祉・介護職員待遇改善加算(IV)

イの(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、口の(2)又は(3)に掲げる基準のいずれかに適合すること。

ハ 第二号ハの次に次のように加える。

二 特定事業所加算(IV)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イの(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ハ 第五号イの(8)中「であること」を「又は重度訪問介護の実務経験を有する者であること」に改め、ただし書を削る。

ハ 第九号ハの次に次のように加える。

二 特定事業所加算(IV)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イの(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ハ 第二号ハの次に次のように加える。

第二十三号から第二十五号までを次のように改める。

二十三 介護給付費等単位数表第 8 の 1 の重度障害者等包括支援サービス費の注 1 の(2)の厚生労働大臣が定める基準

第四号の規定を準用する。

二十四 介護給付費等単位数表第 8 の 3 の注の厚生労働大臣が定める基準

第二号の規定を準用する。

二十五 介護給付費等単位数表第 8 の 4 の注の厚生労働大臣が定める基準

第三号の規定を準用する。

三十二号中「注 1」の下に「及び注 2」を加え、同号中の(1)中「就労移行支援事業の訓練が三人以上」として「一体的に行われるものをいう。以下この号において同じ。」を削る。

○厚生労働省告示第百五十九号
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事務等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十四号)第五十条第一項第四号、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十一号)第五十一条第一項第四号、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十二号)第四条第一項第一号イ(3)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十四号)第十二条第二項第五号及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十七号)第十一条第一項第二号イ(3)の規定に基づき、指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等(平成十八年厚生労働省告示第五百四十四号)の一部を次のよう改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月二十七日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

第一号口中「平成二十四年四月一日前」を「平成二十九年四月一日以降」に、「平成二十五年三月三十日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同号二中「(事業の開始の日が平成二十四年四月一日の場合は、平成二十七年三月三十一日までの間)」を削り、同号末中「(当該指定障害者支援施設等又は障害者支援施設の開設の日が平成二十四年四月一日までの間)」を「(から起算して三年間)」に改め、同号へ中「(五百八号)」の下に「(百七条)」を加え、同号ト中「(平成二十七年三月三十一日までの間)」を「(当該多機能型生活介護事業所において行う事業の開始の日から起算して三年間)」に改める。

○厚生労働省告示第百六十号
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスの算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百三号)の規定に基づく基準該当障害福祉サービスの算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百三号)の規定に基づき、厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及び營業時間の時間数並びに所定単位数に乘じる割合(平成十八年厚生労働省告示第五百五十号)の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

厚生労働大臣が定める営業時間の時間数の基準	厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合
指定障害福祉サービス基準第八十九条に規定する運営規程に定められており、営業時間が(以下この表において「営業時間」という。)が四時間以上六時間未満であること。	百分の八十五
営業時間が四時間未満であること。	百分の七十

厚生労働大臣 塩崎 恭久
平成二十七年三月二十七日

○厚生労働省告示第百六十二号
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスの算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百三号)の規定に基づく基準該当障害福祉サービスの算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百三号)の規定に基づき、厚生労働大臣が定める施設基準(平成十八年厚生労働省告示第五百三号)の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月二十七日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

ハ 介護給付費等単位数表第 9 の 3 の重度障害者支援加算の口の重度障害者支援加算(平成十八年厚生労働省告示第五百三十八号)別表に規定の(1)及び(2)のいずれにも該当する指定障害者支援施設等であること。

(1) 介護給付費等単位数表第 8 の 1 の(2)に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者が一人以上利用していること。

(2) 指定障害者支援施設等の従業者のうち強度行動障害支援者養成研修(実践研修)(指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成十八年厚生労働省告示第五百三十八号)以下「居宅介護従事者基準」という)別表第八に定める内容以上の研修をうけた者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を一以上配置し、支援計画シート等を作成すること。ただし、平成三十年三月二十七日

に改め、第十一号を削り、第十二号中「行動援護サービス費の注 3 ただし書」を「介護給付費等単位数表第 4 の 1 の行動援護サービス費の注 3 本文」に改め、「前号に掲げる者を除く。」を削り、同号を第十一号とし、同号の次に次の二号を加える。

十二 介護給付費等単位数表第 7 の 3 の注 2 の厚生労働大臣が定める基準
强度行動障害支援者養成研修(基礎研修(居宅介護従業者基準別表第五に定める内容以上の研修をうけた者)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

十三 介護給付費等単位数表第 9 の 3 の注 4 の厚生労働大臣が定める基準
强度行動障害支援者養成研修(基礎研修)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

十四 介護給付費等単位数表第 7 の 3 の注 2 の厚生労働大臣が定める基準
强度行動障害支援者養成研修(基礎研修(居宅介護従業者基準別表第五に定める内容以上の研修をうけた者)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

知能から居宅介護従業者基準第二条の規定により読み替えられた介護保険法施行規則第二十二条の二十三第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準(平成十八年厚生労働省告示第二百十九号)別表に定める内容に相当するもの以上の知識及び技術を有すると認める旨の証明書の交付を受けた者に限る。に掲げる者であつて、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の福祉に関する事業(直接処遇による)に二年以上従事した経験を有するものにあつては、平成三十年三月三十一日までの間は、この告示による改正後の厚生労働大臣が定める者第十一号に掲げる者に該当するものとみなす。

平成二十七年三月二十七日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

二

月三十一日までの間は、平成二十七年三月三十一日において障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービス等を要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（平成二十七年厚生労働省告示第五百三十三号）による改正前の介護給付費等単位数表第9の3の口の重度障害者支援加算Ⅱの算定を受けている指定障害者支援施設等において、强度行動障害支援者養成研修（実践研修）の受講を予定している者を配置している場合は、当該基準に適合するものとみなす。

（居宅介護従事者基準別表第五に定める内容以上の研修をいう。以下同じ。）の課程を修了し、当該研修の事業を行つた者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を一以上配置していること。ただし、平成三十年三月三十一日までの間は、平成二十七年三月三十一日において障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件による改正前の介護給付費等単位数表第9の3の口の重度障害者支援加算Ⅱの算定を受けている指

講を予定している者を配置するものとみなす。以下同じ。）の課程を修了し、当該研修の事業を行つた者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を一以上配置していること。ただし、平成三十年三月三十一日までの間は、平成二十七年三月三十一日において障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件によ

る改正前の介護給付費等単位数表第9の3の口の重度障害者支援加算Ⅱの算定を受けている指
講を予定している者を配置するものとみなす。以下同じ。）の課程を修了し、当該研修の事業を行つた者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を一以上配置していること。
（1）指定障害福祉サービス基準第二百八条の規定により指定共同生活援助事業所に置くべき生活
支援員に加え、介護給付費等単位数表第15の1の6の注に規定する者に対する適切な支援を行
うために必要な数の生活支援員が配置されていること。
（2）指定共同生活援助事業所のサービス管理責任者又は生活支援員のうち强度行動障害支援者養
成研修（実践研修）又は第二号研修（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚
生省令第四十九号）附則第四条に規定する第二号研修をいう。）の課程を修了し、当該研修の事
業を行つた者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を一以上配置し、支
援計画シートを作成すること。ただし、平成三十年三月三十一日までの間は、强度行動障害支
援者養成研修（実践研修）又は第二号研修の受講を予定している者を配置している場合は、當
該基準に適合するものとみなす。
（3）指定共同生活援助事業所の生活支援員のうち强度行動障害支援者養成研修（基礎研修）又
は第三号研修（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則附則第四条に規定する第三号研修をいう。）
の課程を修了し、当該研修の事業を行つた者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付
を受けた者（以下この（3）において「研修修了者」という。）の割合が百分の二十以上であること。
ただし、平成二十八年三月三十一日までの間は、生活支援員のうち强度行動障害支援者養成研
修（基礎研修）又は第三号研修の受講を予定している者（以下この（3）において「研修受講予定
者」という。）の割合が百分の十以上である場合、同年四月一日から平成二十九年三月三十一日
までの間は、生活支援員のうち研修受講予定者の割合が百分の二十以上である場合、同年四月
一日から平成三十年三月三十一日までの間は、生活支援員のうち研修修了者の割合が百分の十
以上、かつ、研修受講予定者の割合が百分の十以上である場合は、当該基準に適合するものと
みなす。

○厚生労働省告示第百六十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定めるところにより算定した単位数等（平成十八年厚生労働省告示第五百五十二号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。
厚生労働大臣 塩崎恭久

○厚生労働省告示第百六十四号

第一号のイの（1）中「七百九十九単位」を「八百二単位」に改め、同イの（2）中「七百七十九単位」を「七百八十一単位」に改め、同号の口の中「八百八十九単位」を「八百九十二単位」に、「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「六十八単位」を「四十八単位」に改め、同号のハ中「九百五十八単位」を「九百六十単位」に改める。

○厚生労働省告示第百六十五号

児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十七条の六第一項の規定に基づき、児童福祉法施行令第二十七条の六第一項の規定に基づき食費等の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額（平成十八年厚生労働省告示第五百六十号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

○厚生労働大臣 塩崎恭久

本文中「五万八千円」を「五万三千五百円」に改める。

○厚生労働省告示第百六十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第四十二条の四第二項の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第二十二条第一項第一号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法（平成十九年厚生労働省告示第百三十三号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

○厚生労働大臣 塩崎恭久

平成二十七年三月二十七日
附則中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

○厚生労働省告示第百六十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第四十二条の四第二項の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第四十二条の四第二項の規定に基づき家計における一人当たりの平均的な支出額として厚生労働大臣が定める額（平成十九年厚生労働省告示第百三十四号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

○厚生労働大臣 塩崎恭久

平成二十七年三月二十七日
本文中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

○厚生労働省告示第百六十八号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十二条の五の三第二項第一号及び第二十二条の五の四第三項第二号の規定（これらの規定を同法第二十二条の五の十三第二項において読み替えて適用する場合を含む。）に基づき、児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

○厚生労働大臣 塩崎恭久

平成二十七年三月二十七日
附則中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

○厚生労働省告示第百六十九号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十二条の五の三第二項第一号及び第二十二条の五の四第三項第二号の規定（これらの規定を同法第二十二条の五の十三第二項において読み替えて適用する場合を含む。）に基づき、児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

○厚生労働大臣 塩崎恭久

平成二十七年三月二十七日

支拂額の2の次に次のやうに記べ。

12の2 関係機関連携加算

イ 関係機関連携加算(1)

ロ 関係機関連携加算(II)

注1 イについては、障害児が通う保育所その他関係機関との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、当該障害児に係る児童発達支援計画に関する会議を開催し、保育所その他関係機関との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1回を限度として、所定単位数を加算する。

2 口については、障害児が就学予定の小学校若しくは特別支援学校の小学部又は就職予定の企業若しくは官公庁等(以下「小学校等」という。)との連携を図るために、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、小学校等との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1回を限度として、所定単位数を加算する。

支拂額の2の次に次のやうに記べ。

支拂額の2の次に次のやうに記べ。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(1)

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II)

注1 イにより算定した単位数の1000分の56に相当する単位数

2 口により算定した単位数の1000分の3に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III)

口により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

支拂額の2の次に次のやうに記べ。

2 口により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(IV)

口により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

支拂額の2の次に次のやうに記べ。

2 口により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

2 口により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

支拂額の2の次に次のやうに記べ。

8の2 送迎加算

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関において、重症心身障害児に対して、その居宅等に片道につき所定単位数を加算する。

8の3 保育職員加配加算

注 保育機能の充実を図るため、医療型児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、児童指導員又は保育士を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た定員21人以上の指定医療型児童発達支援事業所において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

支拂額の2の次に次のやうに記べ。

9 延長支援加算

イ 肢体不自由児の場合

(1) 延長時間1時間未満の場合

(2) 延長時間1時間以上2時間未満の場合

(3) 延長時間2時間以上の場合

ロ 重症心身障害児の場合

(1) 延長時間1時間未満の場合

(2) 延長時間2時間以上2時間未満の場合

(3) 延長時間2時間以上の場合

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関において、障害児に對して、医療型児童発達支援計画に基づき指定医療型児童発達支援を行った場合に、当該指定医療型児童発達支援を受けた障害児に対し、障害児の障害種別に応じ、当該指定医療型児童発達支援を行うに要する標準的な延長時間で所定単位数を加算する。

支拂額の2の次に次のやうに記べ。

9の2 関係機関連携加算

イ 関係機関連携加算(1)

ロ 関係機関連携加算(II)

注1 イについては、障害児が通う保育所その他関係機関との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、当該障害児に係る医療型児童発達支援計画に関する会議を開催し、保育所その他関係機関との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1回を限度として、所定単位数を加算する。

2 口については、小学校等との連携を図るために、1回を限度として、所定単位数を加算する。

得て、小学校等との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1回を限度として、所定単位数を加算する。

支拂額の2の次に次のやうに記べ。

2 口については、小学校等との連携を図るために、1回を限度として、所定単位数を加算する。

得て、小学校等との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1回を限度として、所定単位数を加算する。

支拂額の2の次に次のやうに記べ。

2 口については、小学校等との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1回を限度として、所定単位数を加算する。

得て、小学校等との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1回を限度として、所定単位数を加算する。

支拂額の2の次に次のやうに記べ。

2 口については、小学校等との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1回を限度として、所定単位数を加算する。

得て、小学校等との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1回を限度として、所定単位数を加算する。

支拂額の2の次に次のやうに記べ。

37単位

200単位

200単位

50単位

123単位

92単位

128単位

192単位

61単位

256単位

180単位

200単位

200単位

106単位

										二級地			
										障害児相談支援			
										指定医療型障害児入所施設において行う場合 (指定発達支援医療機関において行う場合を含む。)			
主として自閉症児を入れさせた場合	合計	主として知的障害のある児童を入れる場合	主として重度の心身障害児を入れる場合	主として重症心身障害児を入れる場合	主として重症心身障害児を入れる場合	主として重症心身障害児を入れる場合	主として重症心身障害児を入れる場合	主として重症心身障害児を入れる場合	主として重症心身障害児を入れる場合	主として肢体不自由のある児童を入れ所させる場合	当該施設が主に併設される場合	当該施設が主に併設される場合	当該施設が単独で設けられる場合
主として自閉症児を入れさせた場合	合計	主として知的障害のある児童を入れる場合	主として重度の心身障害児を入れる場合	主として重症心身障害児を入れる場合	主として重症心身障害児を入れる場合	主として重症心身障害児を入れる場合	主として重症心身障害児を入れる場合	主として重症心身障害児を入れる場合	主として肢体不自由のある児童を入れ所させる場合	当該施設が主に併設される場合	当該施設が主に併設される場合	当該施設が単独で設けられる場合	当該施設が単独で設けられる場合
千分の千九十二	千分の千九十三	千分の千八十四	千分の千九十三	千分の千九十四	千分の千九十九	千分の千九十九	千分の千九十四	千分の千九十九	千分の千百四	千分の千百八	千分の千百六	千分の千百十一	千分の千百一十一

										三級地			
										障害児相談支援			
										指定医療型障害児入所施設において行う場合 (指定発達支援医療機関において行う場合を含む。)			
主として重症心身障害児を入れる場合	合計	主として重症心身障害児を入れる場合	主として肢体不自由のある児童を入れ所させる場合	当該施設が主に併設される場合	当該施設が主に併設される場合	当該施設が主に併設される場合	当該施設が主に併設される場合						
主として重症心身障害児を入れる場合	合計	主として重症心身障害児を入れる場合	主として肢体不自由のある児童を入れ所させる場合	当該施設が主に併設される場合	当該施設が主に併設される場合	当該施設が主に併設される場合	当該施設が主に併設される場合						
千分の千八十一	千分の千九十九	千分の千七十八	千分の千九十九	千分の千七十八	千分の千九十九	千分の千九十九	千分の千九十九	千分の千九十九	千分の千九十二	千分の千九十七	千分の千九十三	千分の千九十三	千分の千八十三

四級地		障害児入所指定期型障害児入所施設において行う									
支援児童発達		障害児相談支援									
うにセ業指定期定児童(児童発達支援)においても支援を行ふ		指定医療型障害児入所施設(指定発達支援医療機関において行う)									
主として重症心身障害児を通わせる場合	心身障害児を通わせる場合又は主として難聴児若しくは重症心身障害児を通わせる場合	主として肢体不自由のある児	主として入所させれる場合	主としろうを入れる場合							
千分の千九十一	千分の千七十八	千分の千七十九	千分の千八十三	千分の千八十一	千分の千七十八	千分の千七十八	千分の千八十一	千分の千七十九	千分の千七十二	千分の千七十九	千分の千八十一

業所等において行う											
指定児童発達支援事務所等において行う											
指定発達支援医療機関において行う場合を含む。)											
主として重症心身障害児を通わせる場合	主として重症心身障害児を通わせる場合	主として重症心身障害児以外	主として重症心身障害児を通わせる場合								
千分の千九十一	千分の千七十八	千分の千七十九	千分の千七十七	千分の千七十四	千分の千七十二	千分の千七十四	千分の千七十六	千分の千七十三	千分の千七十四	千分の千七十九	千分の千九十一

										五級地	
										障害児相談支援	指定医療型障害児入所施設において行う場合
お障で設当 い害あは施 て行入指主設 う所定たが場 設社施独に型 設施	お障で設當 い害あは施 て行入指主設 う所定たが場 設社施独に型 設施	合さき童の知 せらる場所を ある障害して る場所を含む。	主として重症 心身障害児を 通わせる場合								
千分の千六十八	千分の千六十一	千分の千六十七	千分の千六十八	千分の千六十二	千分の千六十八	千分の千六十六	千分の千八十四	千分の千八十六	千分の千八十四	千分の千七十二	千分の千七十三

										六級地	
										障害児相談支援	指定医療型障害児入所施設において行う場合
お障で設當 い害あは施 て行入指主設 う所定たが場 設社施独に型 設施	お障で設當 い害あは施 て行入指主設 う所定たが場 設社施独に型 設施	合さき童の知 せらる場所を ある障害して る場所を含む。	主として重症 心身障害児を 通わせる場合								
千分の千六十二	千分の千六十二	千分の千五六十六	千分の千七十六	千分の千六十九	千分の千七十六	千分の千七十六	千分の千七十六	千分の千七十六	千分の千七十六	千分の千七十七	千分の千六十八

		七級地											
医療型児童発達支援 (指定発達支援医療機関において行う場合を含む。)		児童発達支援 障害児相談支援											
指定児童発達支援事 業場所等における支援事 業の実施する場合		セイジンターや児童発達支 援センターにおけるものとし て行う場合											
主として重症心身障害児を通 わせる場合	主として重症心身障害児を通 わせる場合	主として重症心身障害児を通 わせる場合	主として重症心身障害児を通 わせる場合	主として肢体不自由のある児 童を入れ所させる場合	主として肢体不自由のない児 童を入れ所させる場合								
千分の千	千分の千六十一	千分の千四十八	千分の千六十一	千分の千五十九	千分の千六十	千分の千六十一	千分の千六十二	千分の千六十四	千分の千六十二	千分の千六十一	千分の千六十二	千分の千五十五	千分の千六十一

														放課後等デイサービス	
障害児相談支援 (指定発達支援医療機関において行う場合を含む。)														所支 援	保育所等訪問支援
														所定福社会における障害児入 所施設における障害児入 所	指定福社会における障 害児入所
主として肢体不自由のない児 童を入れ所させる場合	主として肢体不自由のある児 童を入れ所させる場合	主として肢体不自由のない児 童を入れ所させる場合	主として重症心身障害児を通 わせる場合	主として重症心身障害児を通 わせる場合											
千分の千四十八	千分の千四十九	千分の千五十二	千分の千四十九	千分の千四十八	千分の千四十九	千分の千四十九	千分の千四十九	千分の千四十九	千分の千四十九	千分の千四十九	千分の千五十	千分の千四十五	千分の千四十一	千分の千四十八	千分の千四十五

八級地

支援 児童発達		指定児童発達支援事業所（児童発達支援センター）におけるものに限る）において行う場合		指定児童発達支援事業所等において行う場合		主として難聴児若しくは重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合又は主として難聴児を通わせる場合		主として重症心身障害児を通わせる場合		主として重症心身障害児を通わせる場合		主として難聴児若しくは重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合又は主として難聴児を通わせる場合	
主とし れる場 所を入 ることと して児て	主とし れて盲主 所させら る児をして	主とし て自閉症児 を入所させ	主とし て盲主 所させら る児をして	当該施設で設 設又は主たる施設が単独に型設施	当該施設で設 設又は主たる施設が単独に型設施	当該施設で設 設又は主たる施設が併設する	当該施設で設 設又は主たる施設が併設する	主として重症心身障害児を通 わせる場合	主として重症心身障害児を通 わせる場合	主として重症心身障害児を通 わせる場合	主として重症心身障害児を通 わせる場合	主として難聴児若しくは重症心身障害児以外の障害児を通 わせる場合又は主として難聴児を通わせる場合	主として難聴児若しくは重症心身障害児以外の障害児を通 わせる場合又は主として難聴児を通わせる場合
合設社施設當該お設 て児るが行 う所定たる場 施福する	設設當該お い害児る指 行う所定たる 設福する	設設當該お い害児る指 行う所定たる 設福する	設設當該お い害児る指 行う所定たる 設福する	設設當該お い害児る指 行う所定たる 設福する	設設當該お い害児る指 行う所定たる 設福する	設設當該お い害児る指 行う所定たる 設福する	設設當該お い害児る指 行う所定たる 設福する	千分の千四十三	千分の千三十九	千分の千四十三	千分の千三十九	千分の千四十二	千分の千五十三
千分の千四十二	千分の千四十三	千分の千三十九	千分の千四十三	千分の千三十九	千分の千四十三	千分の千三十九	千分の千四十三	千分の千五十三	千分の千四十二	千分の千五十三	千分の千五十三	千分の千四十三	千分の千四十三

九
級
地

保育所等訪問支援	放課後等デイサービス	医療型児童発達支援 (指定発達支援医療機関において行う場合を含む。) 主として重症心身障害児を通わせる場合	児童発達支援	指定医療型障害児入所施設において行う場合 業所等において行う場合 に限る。)においても支援を行なう場合	センターや児童発達支援支所の障害児を通わせる場合	主として重症心身障害児を通わせる場合	主として重症心身障害児を通わせる場合	主として重症心身障害児を通わせる場合	主として重症心身障害児を通わせる場合	主として肢体不自由のある児童を入れ所させる場合	主として肢体不自由のある児童を入れ所させる場合	主としろうあ児童を入れ所させる場合	主としろうあ児童を入れ所させる場合
千分の千三十一	千分の千三十八	千分の千三十	千分の千	千分の千三十八	千分の千三十	千分の千三十八	千分の千三十一	千分の千三十六	千分の千三十七	千分の千三十九	千分の千三十七	千分の千三十六	千分の千三十七

保育所等訪問支援	放課後等デイサービス	医療型児童発達支援 (指定発達支援医療機関において行う場合を含む。) 主として重症心身障害児を通わせる場合	児童発達支援	指定医療型障害児入所施設において行う場合 業所等において行う場合 に限る。)においても支援を行なう場合	センターや児童発達支援支所の障害児を通わせる場合	主として重症心身障害児を通わせる場合	主として重症心身障害児を通わせる場合	主として重症心身障害児を通わせる場合	主として肢体不自由のある児童を入れ所させる場合	主として肢体不自由のある児童を入れ所させる場合	主としろうあ児童を入れ所させる場合	主としろうあ児童を入れ所させる場合	主としろうあ児童を入れ所させる場合	主としろうあ児童を入れ所させる場合
千分の千三十一	千分の千三十八	千分の千三十	千分の千	千分の千三十八	千分の千三十	千分の千三十八	千分の千三十一	千分の千三十六	千分の千三十七	千分の千三十九	千分の千三十七	千分の千三十六	千分の千三十七	千分の千三十三

									指定期童発達支援事 (指定発達支援医療機関において行う場合を含む。)	主として重度心身障害児以外の障害児を通わせる場合	主として重度心身障害児を通わせる場合	主として重度心身障害児を通わせる場合	主として重度心身障害児を通わせる場合
医療型児童発達支援 (指定発達支援医療機関において行う場合を含む。)													
に型設る当 お障で施設 お害あ施設 見て見るが設 行入指主に う所定た併 場施福る設 合設社施す	に型設当 お障あ施設 お害あ施設 見て見るが設 行入指主に う所定た單 場施福する	主とし る場合を る場合さ ることを る場合	主とし る場合を る場合さ ることを る場合	主とし る場合	主とし る場合	主とし る場合	主とし る場合	主とし る場合	放課後等デ イサービス	所支 援	保育所等訪 問支援	指定施設に おいて行う	放課後等デ イサービス
千分の千二 十六	千分の千二 十五	千分の千二 十四	千分の千二 十五	千分の千二 十二	千分の千二 十四	千分の千二 二十五	千分の千二 二十二	千分の千二 二十四	わせ る場 合	主とし る場合	主とし る場合	主とし る場合	わせ る場 合
に型設る当 お障で施設 お害あ施設 見て見るが設 行入指主に う所定た併 場施福る設 合設社施す	に型設当 お障あ施設 お害あ施設 見て見るが設 行入指主に う所定た單 場施福する	主とし る場合を る場合さ ることを る場合	主とし る場合を る場合さ ることを る場合	主とし る場合	主とし る場合	主とし る場合	主とし る場合	主とし る場合	わせ る場 合	主とし る場合	主とし る場合	主とし る場合	わせ る場 合

									指定期童発達支援事 (指定発達支援医療機関において行う場合を含む。)	主として難聴児若しくは重 度心身障害児を通わせる場合	主として難聴児若しくは重 度心身障害児を通わせる場合	主として難聴児若しくは重 度心身障害児を通わせる場合	主として肢体不自由のある児
医療型児童発達支援 (指定発達支援医療機関において行う場合を含む。)													
お障で設當 お害あ施設 見て見るは施 行入指主に う所定たが場 施福る設合 設社施す	に型設當 お害あ施設 見て見るは施 行入指主に う所定たが場 施福る設合 設社施す	主とし る場合を る場合さ ることを る場合	主とし る場合	主とし る場合	主とし る場合	主とし る場合	主とし る場合	主とし る場合	放課後等デ イサービス	所支 援	保育所等訪 問支援	指定施設に おいて行う	放課後等デ イサービス
千分の千十九 九	千分の千十七 七	千分の千十八 八	千分の千十九 九	千分の千十七 七	千分の千十九 九	千分の千二十三 三	千分の千二十一 一	千分の千二十一 一	わせ る場 合	主とし る場合	主とし る場合	主とし る場合	わせ る場 合
お障で設當 お害あ施設 見て見るは施 行入指主に う所定たが場 施福る設合 設社施す	に型設當 お害あ施設 見て見るは施 行入指主に う所定たが場 施福る設合 設社施す	主とし る場合を る場合さ ることを る場合	主とし る場合	主とし る場合	主とし る場合	主とし る場合	主とし る場合	主とし る場合	わせ る場 合	主とし る場合	主とし る場合	主とし る場合	わせ る場 合

障害児相談支援 (指定発達支援医療機関において行う場合を含む。)	放課後等デイサービス										千分の千六	
	指定福祉施設において行う場合					所支援助						
	障害児入所支援	保育所等訪問支援	主として重症心身障害児を通わせる場合	主として重度心身障害児以外の障害児を通わせる場合	主として重度心身障害児以外の障害児を通わせる場合	主として重度心身障害児を通わせる場合	主として重度心身障害児以外の障害児を通わせる場合	主として重度心身障害児を通わせる場合	主として重度心身障害児以外の障害児を通わせる場合	主として重度心身障害児を通わせる場合		
主として肢体不自由のある児童を入れ所させる場合	主として肢体不自由のある児童を入れ所させる場合	主として肢体不自由のある児童を入れ所させる場合	主として肢体不自由のある児童を入れ所させる場合	主として肢体不自由のある児童を入れ所させる場合	主として肢体不自由のある児童を入れ所させる場合	主として肢体不自由のある児童を入れ所させる場合	主として肢体不自由のある児童を入れ所させる場合	主として肢体不自由のある児童を入れ所させる場合	主として肢体不自由のある児童を入れ所させる場合	主として肢体不自由のある児童を入れ所させる場合	千分の千六	
千分の千六	千分の千六	千分の千六	千分の千六	千分の千六	千分の千六	千分の千六	千分の千六	千分の千六	千分の千六	千分の千六	千分の千八	

四級地	備考										千分の千														
	この表の中欄に掲げる支援の種類は、法第六条の二の二第一項から第六項まで、第七条第二項及び第四十三条又は児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下「指定通所基準」という)第五条第一項、第六条第一項及び第三十七条第十号若しくは児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第十六号)第二条第一号及び第二号並びに第三十四条第八号に定めるところによる。	第二号を次のように改める。	二 前号の地域区分に属する地域は、次の表の上欄に掲げる地域区分について、それぞれ同表の中欄に掲げる都道府県の区域内の同表の下欄に掲げる地域とする。	その他の	障害児相談支援	障害児入所支援	児童発達支援	医療型児童発達支援	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援															
地域区分	地	域	障害児相談支援	障害児入所支援	児童発達支援	医療型児童発達支援	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援	その他の	障害児相談支援	障害児入所支援														
神奈川県	東京都	千葉県	兵庫県	大阪府	愛知県	神奈川県	東京都	千葉県	埼玉県	茨城県	千葉県	東京都	千葉県	埼玉県	茨城県	東京都	千葉県	埼玉県	東京都	千分の千					
海老名市	立川市、昭島市	船橋市、浦安市	西宮市	高槻市	名古屋市、刈谷市、豊田市	横浜市、川崎市	八王子市、府中市、調布市、小平市、日野市、東久留米市	袖ヶ浦市	さいたま市、志木市	つくば市	芦屋市	鎌倉市、厚木市	成田市、印西市	和光市	取手市	特別区	地	域	障害児相談支援	障害児入所支援	児童発達支援	医療型児童発達支援	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援	その他の

八級地			七級地			六級地						五級地			大阪府			
神奈川県	千葉県	埼玉県	茨城県	大阪府	京都府	埼玉県	茨城県	福岡県	広島県	兵庫県	大阪府	千葉県	埼玉県	茨城県	愛知県	奈良県	兵庫県	
平塚市、寒川町	佐倉市、市原市	新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町	羽曳野市	日立市	京田辺市	東松山市、朝霞市	牛久市	福岡市	広島市、府中町	奈良市、大和郡山市	神戸市、尼崎市	東大阪市、枚方市、茨木市、八尾市、松原市、大東市、摂津市、	堺市、豊中市、枚方市、茨木市、八尾市、松原市、大東市、摂津市、	市川市、松戸市、富津市、四街道市	鶴ヶ島市	水戸市、土浦市	守谷市	吹田市、寝屋川市、箕面市、高石市

十一級地			十級地						九級地						愛知県				
千葉県	埼玉県	群馬県	栃木県	福岡県	大阪府	愛知県	神奈川県	埼玉県	茨城県	宮城県	奈良県	大阪府	京都府	滋賀県	三重県	静岡県	山梨県	埼玉県	
野田市、東金市、流山市、酒々井町、栄町	春日部市、鴻巣市、上尾市、草加市、久喜市、鳩山町、杉戸町	春日市、福津市	柏原市、交野市	みよし市	小田原市	坂戸市	龍ヶ崎市	多賀城市	大和高田市、権原市	岸和田市、泉州大津市、貝塚市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、和泉市、藤井寺市、大阪狭山市、忠岡町、	宇治市、亀岡市	守山市	瀬戸市、碧南市、大府市	静岡市、沼津市、御殿場市	甲府市	秦野市、伊勢原市、葉山町	茂原市、柏市、白井市	宇都宮市	西尾市、知多市

十一の二 通所給付費等単位数表第3の9の注2の厚生労働大臣が定める施設基準

第四号の二の規定を準用する。

第十二号の次に次の一号を加える。

十二の二 通所給付費等単位数表第4の1の保育所等訪問支援給付費の注1の2の厚生労働大臣が定める施設基準

イ 障害児通所支援事業若しくは障害児相談支援事業その他これらに準する事業の従事者若しくはこれに準ずる者又は障害児入所施設その他これに準ずる施設の従業者若しくはこれに準する者であつて(一)の期間が通常して五年以上であるもの又は(二)の期間が通常して十年以上であるものを配置していること。

(一) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士若しくは保健士の資格を取得後又は児童指導員、児童障害児に対する直接支援の業務又は相談支援の業務若しくはこれに準する業務に従事した期間間

(二) 障害児に対する直接支援の業務又は相談支援の業務若しくは心理指導担当職員として配置された日以後に相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するものであること。

第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二 入所給付費単位数表第1の1の福祉型障害児入所施設給付費の注5の2の厚生労働大臣が定める施設基準

ハ 福祉型障害児入所施設の従業者のうち強度行動障害支援者養成研修(実践研修)(居宅介護従業者基準別表第八に定める内容以上の研修をいう。以下同じ。)の課程を修了し、当該研修の事業を行つた者から当該研修の課程を受けた旨の証明書の交付を受けた者を一以上配置し、支援計画シート等を作成すること。

第十四号中「福祉型障害児入所給付費」を「福祉型障害児入所施設給付費」に、「イからホまで」を「イからヘまで」に改め、ホをハとし、ハをホとし、口の次に次のように加える。

ハ 福祉型障害児入所施設の従業者のうち強度行動障害支援者養成研修(実践研修)の課程を修了し、当該研修の事業を行つた者から当該研修の課程を受けた旨の証明書の交付を受けた者を一以上配置し、支援計画シート等を作成すること。ただし、平成三十一年三月三十一日までの間は、平成二十七年三月三十一日において児童福祉法に基づく指定人所施設給付費の算定に所給付費単位数表第1の1の福祉型障害児入所施設給付費の注4の2の厚生労働大臣が定めた算定を受けている指定福祉型障害児入所施設給付費の算定に所給付費単位数表第2の1の医療型障害児入所施設給付費の注4の2の厚生労働大臣が定める施設基準

厚生労働大臣が定める営業時間の時間数の基準		
厚生労働大臣が定める営業時間の時間数の基準	百分の八十五	厚生労働大臣が定める所定単位数に乗じる割合
(1) 指定児童発達支援事業所等の営業時間の時間数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合	百分の七十一	百分の八十五
(2) 指定児童発達支援事業所の営業時間が四時間以上六時間未満である場合	百分の八十五	百分の八十五

平成二十七年三月二十七日
第一号ハの表を次のように改める。

厚生労働大臣 塩崎 恭久

〇厚生労働省告示第百七十八号
児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準
成二十四年厚生労働省告示第二百二十二号及び児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成二十四年厚生労働省告示第二百二十三号)の規定に基づき、厚生労働大臣が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合(平成二十四年厚生労働省告示第二百七十一号)の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

厚生労働大臣が定める営業時間の時間数の基準		
厚生労働大臣が定める営業時間の時間数の基準	百分の八十五	厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合
(1) 指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関の営業時間の時間数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合	百分の八十五	百分の八十五
(2) 指定医療型児童発達支援医療機関の営業時間の時間数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合	百分の八十五	百分の八十五
(1) 指定医療型児童発達支援事業所の営業時間が四時間以上六時間未満である場合	百分の八十五	百分の八十五
(2) 指定医療型児童発達支援医療機関の営業時間が四時間以上六時間未満である場合	百分の八十五	百分の八十五
ハ 心理指導を行うための部屋及び必要な設備を有すること。	百分の七十一	百分の八十五
イ 指定入所基準第五十二条第一項に定める従業員の員数に加えて、心理指導担当職員を一以上配置していること。	百分の八十五	百分の八十五
ロ 心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するものであること。	百分の八十五	百分の八十五
ハ 心理指導を行うための部屋及び必要な設備を有すること。	百分の八十五	百分の八十五

第三号ハの表を次のように改める。

厚生労働大臣が定める営業時間の時間数の基準

(1) 指定放課後等デイサービス事業所等の営業時間の時間数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合 十一条の規定により読み替えて適用される指定通所基準第三十一条に規定する運営規程に定めた後に進行する営業時間が四時間以上六時間未満であること。 運営規程に定められていて営業時間が四時間以上六時間未満であること。 (2) 基準該当放課後等デイサービス事業所において準用する指定通所基準第七十一条の規定により読み替えて適用される指定通所基準第三十七条に規定する運営規程に定められていて営業時間が四時間以上六時間未満であること。 運営規程に定められた後に進行する場合を除く。)	厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合 百分の八十五
---	---------------------------------

厚生労働大臣が定める所定単位数に乗じる割合
百分の八十五

第二号イの(7)を次のように改める。

(7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
(一) 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件 (福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。

(二) ①の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。
(三) 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

四 (三)について、全ての福祉・介護職員に周知していること。
第二号イの(8)中「平成二十年十月」を「平成二十七年四月」に改め、同号口及びハを次のように改める。
第二号イの(8)中「平成二十年十月」を「平成二十七年四月」に改め、同号口及びハを次のように改める。

福祉・介護職員待遇改善加算(II)

- 口 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
イの(1)から(6)までに掲げる基準に適合すること。
口 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。
(1) 次に掲げる要件の全てに適合すること。
イの(1)から(6)までに掲げる基準に適合すること。
(2) 次に掲げる要件の全てに適合すること。
イの(1)から(6)までに掲げる基準に適合すること。

口 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

- b aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。
b aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。

ハ イの(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、口の(2)又は(3)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

二 福祉・介護職員待遇改善加算(IV)
イの(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

第十二号ハの次に次の(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イの(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イの(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

口 第十二号ハの次に次の(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

第十二号の二の規定を準用する。

七 半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域

八 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）第二条第一項に規定する特定農山村地域

九 過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域

十 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島

○ 厚生労働省告示第百八十三号

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第百六十号）第二十五条第一項の規定に基づき、平成二十七年度の血液製剤の安定供給に関する計画を次のよう策定したので、同条第六項の規定により告示し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月二十七日 厚生労働大臣 塩崎恭久

本計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第百六十号。以下「法」という。）第三条に規定する基本理念に基づき、血液製剤（法第二十五条第一項に規定する血液製剤をいう。以下同じ。）の安定供給を確保することを目的とするものである。これにより、血液製剤の需要と供給等の動向を把握し、本計画に沿った製造、輸入等が行われることを確実なものとするとともに、供給等の実績をきめ細かく把握し、適時、適切に対応できる体制を構築するものとする。

なお、本計画において、次の各号に掲げる血液製剤は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 アルブミン 加熱人血漿（人血清アルブミン）及び遺伝子組換え型人血清アルブミン

二 組織接着剤 フィブリノゲン加第VIII因子及びフィブリノゲン配合剤

三 血液凝固第VIII因子 乾燥濃縮人血液凝固第VIII因子及び遺伝子組換え型血液凝固第VIII因子

四 乾燥濃縮人血液凝固第IX因子 乾燥人血液凝固第IX因子複合体（国内で製造されるものに限る）、乾燥濃縮人血液凝固第IX因子及び遺伝子組換え型血液凝固第IX因子

五 インヒビターゼ製剤 乾燥人血液凝固第IX因子複合体（輸入されるものに限る）、乾燥濃縮人活性複合体及び遺伝子組換え活性型血液凝固第VII因子

六 トロンビン トロンビン（人由来のものに限る）

七 人免疫グロブリン 人免疫グロブリン、乾燥イオン交換樹脂処理人免疫グロブリン、乾燥スルホ化人免疫グロブリン、pH四処理酸性人免疫グロブリン、乾燥pH四処理人免疫グロブリン、乾燥ペプシン処理人免疫グロブリン、ポリエチレンジリコール処理人免疫グロブリン及び乾燥ポリエチレンジリコール処理人免疫グロブリン

八 抗H Bs人免疫グロブリン 抗H Bs人免疫グロブリン、抗H Bs人免疫グロブリン、ポリエチレンジリコール処理抗H Bs人免疫グロブリン及び乾燥ポリエチレンジリコール処理抗H Bs人免疫グロブリン

九 抗破傷風人免疫グロブリン 抗破傷風人免疫グロブリン、乾燥抗破傷風人免疫グロブリン、ポリエチレンジリコール処理抗破傷風人免疫グロブリン及び乾燥ポリエチレンジリコール処理抗破傷風人免疫グロブリン

第一 平成二十七年度に必要と見込まれる血液製剤の種類及び量

（製造販売業者及び製造業者をいう。以下同じ。）における供給見込量等を基に別表第一のとおりとする。

第二 平成二十七年度に国内において製造され、又は輸入されるべき血液製剤の種類及び量の目標

第一及び血液製剤の製造販売業者等における血液製剤の製造又は輸入の見込量を踏まえ、平成二十七年度に国内において製造され、又は輸入されるべき血液製剤の種類及び量の目標は、別表第二のとおりとする。

第三 平成二十七年度に確保されるべき原料血漿の量の目標

第二を踏まえ、平成二十七年度に確保されるべき原料血漿の量の目標は、九十一萬リットルとする。

第四 平成二十七年度に原料血漿から製造されるべき血液製剤の種類及び量の目標

平成二十七年度に原料血漿から製造されるべき血液製剤の種類及び量の目標は、別表第三のとおりとする。

第五 その他原料血漿の有効利用に関する重要な事項

一 原料血漿の配分

倫理性、国際的公平性等の観点に立脚し、国内で使用される血液製剤が、原則として国内で採取された血液を原料として製造され、海外の血液に依存しなくても済む体制を構築すべきである。このため、国内で採取された血液を有効に利用し、第四の種類及び量の血液製剤の製造等により、その血液が血液製剤として安定的に供給されるよう、採血事業者が原料血漿を血液製剤の製造販売業者等に配分する際の標準価格及び配分量を次のとおり規定する。

1 原料血漿の標準価格は、(1)又は(2)に掲げる原料血漿の種類ごとに、それぞれ(1)又は(2)に定めるとおりとする。

(1) 凝固因子製剤用 一リットル当たり一〇、九五〇円

(2) その他の分画用 一リットル当たり一〇、〇二〇円

2 血液製剤の製造販売業者等に配分する原料血漿の種類及び見込量は、それぞれ(1)から(3)までに定めるとおりとする。

(1) 一般財團法人化学及血清療法研究所 イ 凝固因子製剤用 十九万リットル

(2) 日本製薬株式会社 イ その他の分画用 二十四万リットル

(3) 一般社団法人日本血液製剤機構 イ 凝固因子製剤用 二十八・五万リットル
ロ その他の分画用 三万リットル

(注)

1 「凝固因子製剤用」とは、採血後六時間以内又は八時間以内に凍結させた原料血漿であつて、

血液凝固第VIII因子を含む全ての血漿分画製剤を作ることができるものをいう。

2 「その他の分画用」とは、採血後六時間以上又は八時間以上経過した後に凍結させた原料血

漿であつて、血液凝固第VIII因子以外の血漿分画製剤を作れることができるものをいう。

平成十三年三月に、遺伝子組換え型血液凝固第VIII因子の出荷一時停止等の問題が生じた」とが踏まえ、「このような緊急事態に対応できるよう製造販売業者等は一定量の在庫を保有する」とが望ましい。

別表第一 平成27年度に必要と見込まれる血液製剤の種類及び量

	血 液 製 剂 の 種 類	換 算 規 格	需 要 見 込 量
アルブミン		25%50mL 1瓶	2,752,300
乾燥人フィブリノゲン		1g 1瓶	6,000